



年税第14号
平成26年6月23日

郡市区医師会
税制担当理事 殿

日本医師会
常任理事 今村 定臣

消費税要望に係るアンケート調査について（依頼）

本会の会務運営につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府は、平成27年10月に消費税率10%引上げを予定しており、控除対象外消費税問題の解決に向けて、重大局面を迎えています。医療機関の消費税負担問題は、現状においても深刻な状況にあります。このまま税率引き上げがなされれば、医業経営に一層の困難をもたらす、ひいては地域医療の確保にも大きな支障をきたすこととなります。

本会は、控除対象外消費税に係る現時点における要望として、医業税制検討委員会の検討結果を踏まえ、「消費税率10%引き上げ時において、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度及び医療保険における補填の仕組みを、仕入税額の控除または還付が可能な制度に改め、その際、免税制度・ゼロ税率を適用するなど患者負担を増やさない制度に改善する」べきとの方向性を示しました（日本医師会『平成27年度概算要求要望』、6月4日、定例記者会見）。

そして、本会は、8月末前後を目途に、要望内容をより具体的なものに絞り込むことを予定しております。

つきましては、今後の税制要望の参考とさせていただくため、会員の意識調査を、平成23年度に引き続き、貴会に、下記の要領にて、調査のご協力をお願いすることとなりました。

公務ご多用のなか、誠に恐れ入りますが、本調査に格別のご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の調査結果がそのまま本会の税制要望に反映されるということではなく、要望とりまとめの判断材料の一つとさせていただく旨、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

本会は、抜本的解決に向けて、これから正念場を迎えていく中、引き続き、国会議員や関係省庁との検討・調整を行っていきます。

そして、いわゆる「最終的な解決法が選択され、要望実現に向けて活動する時」が来ましたら、速やかに皆様にお報せをいたします。その際には、選択された解決法に対しては、是非ともご理解をいただきたいと思います。

要望実現へ向けて、医療界が一枚岩となって活動することによってのみ、抜本的解決の実現が可能となりますので、強いご支援の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 調査の目的

消費税に関する認識は、個々の医療機関によって様々であり、患者等からの反響についても考慮する必要があります。そこで、今後の税制要望の参考とするため、会員の意識調査を、平成 23 年度に引き続き実施します。

2. 調査対象 都道府県医師会役員及び郡市区医師会役員

- ・ 役員全員への配布・回収が難しい場合は、可能な範囲で結構です。
- ・ 複数の医師会役員を兼務の場合は、回答は1回限りとします。

3. 調査方法

都道府県医師会・郡市区医師会の理事会開催時等に役員にアンケート用紙の配布・回収。

4. アンケート送付物

(1) 基本的事項についての確認(記入前にお目通しください。) 20部

(2) 調査票 20部

※各医師会に20セット送付しておりますが、誠に勝手ながら、不足分についてはコピーで対応していただきますようお願い申し上げます。

(3) 参考資料 パンフレット『今こそ考えよう医療における消費税問題 第2版』 1部 (消費税の仕組み等について分かりやすく解説した資料です。なお、掲載されている要望は、発行当時(平成24年11月)のもので、現在の要望とは異なりますのでご注意ください。)

(4) 取りまとめ票、返信用封筒(都道府県医師会・郡市区医師会→日医)

5. スケジュール

(1) 7月中旬までに各医師会の理事会等で配布・回収。

(2) 各医師会は、調査票及び取りまとめ票を返信用封筒に同封の上、日医事務局へ、7月22日(火)までにご返送下さい。

6. お問い合わせ先(日医事務局)

日本医師会 年金・税制課 担当：宮澤、〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16

TEL 03(3942)6519、FAX 03(3942)6503

メールアドレス : tmiyaza@po.med.or.jp

以上

消費税要望に係るアンケート調査 基本的事項についての確認

平成 26 年 6 月

日本医師会

設問に入る前に、基本的事項の確認の意味で、以下の Q & A をお読みください。

Q 1 消費税の仕組み上、本来負担すべきなのは、事業者でしょうか、消費者でしょうか？

A 1 消費税は、消費者が負担し、事業者が納める税金です。

Q 2 社会保険診療は、なぜ非課税なのですか？

A 2 社会政策上の配慮から非課税とされています。

Q 3 なぜ、社会保険診療が非課税だと、医療機関に「消費税負担」が生じるのでしょうか？

A 3 収入の全額が課税の場合は、医薬品や設備などにかかった消費税を全額、売上にかかった消費税から控除または還付できるので、医療機関に負担は生じません。しかし、非課税の収入については、その仕入にかかった消費税を控除も還付もできない決めごとになっているため、そのまま医療機関の負担（控除対象外消費税）になってしまうのです。

Q 4 医療機関に「消費税負担」があったとしても、診療報酬に消費税分が上乗せされているので、実質的な負担はないのではないのでしょうか？

A 4 確かに、財務省・厚労省は、そのように説明しています。しかし、これまで消費税対応として診療報酬（本体）に上乗せされた改定率は合計 1.06%であるのに対し、厚労省が平成 25 年 6 月に実施した医療経済実態調査の結果に基づく医療機関等の消費税負担は約 1.68%です。特に、設備投資を行った場合、その負担はより大きなものとなります。

なお、薬価・材料については、その算定式上、消費税分が上乗せされており、補填不足（いわゆる損税）は生じていないと考えられます。

（参考）診療報酬への消費税分の上乗せ率と医療機関等の消費税負担

	診療報酬への消費税分の上乗せ率				医療機関等の 消費税負担
	平成 元年	平成 9 年	平成 26 年	合計	
本体	0.11%	0.32%	0.63%	1.06%	1.68%（注）

（注）医療機関等の消費税負担

平成 25 年 6 月実施医療経済実態調査による課税経費率（薬・材料除く）

$$22.0\% \times 8/105 = 1.68\%$$

⇒ 調査票の設問にご回答ください。

消費税要望に係るアンケート調査 調査票

平成 26 年 6 月
日本医師会

抜本的解決が実現する場合に考えられる影響への、先生のお考えをお答えください。

【問1】

「控除対象外消費税問題」を抜本的に解決し、医療機関の負担を解消するためには、患者さんの負担が増えることも考えられます。

このことについて、先生のご意見にもっとも近いものを一つ選んでお答えください。

1. 患者負担が増えることはやむを得ない。
2. 患者の負担増になるような方法で解決するべきではない。
3. その他

【問2】

社会保険診療が課税取引になれば、税率ゼロ%の場合を除いて、医療機関の窓口では患者さんから消費税をいただくことになります。この場合、患者さんへの説明が必要になることが想定されます。

このことについて、先生のご意見にもっとも近いものを一つ選んでお答えください。

1. 窓口で患者への説明をすることで対応できると思う。
2. 窓口で患者への説明が必要になると、対応がむずかしい。
3. その他

【問3】

現在、控除対象外消費税に対しては、不十分ながら診療報酬への「上乗せ」（平成 26 年改定では初・再診料などへ上乗せされた）が行われていますが、「控除対象外消費税問題」の抜本的解決には、この「上乗せ」分の「引きはがし」が伴うことになると言われてい

ます。
このことについて、先生のご意見にもっとも近いものを一つ選んでお答えください。

1. 抜本的解決のためには「引きはがし」もやむを得ない。
2. 「引きはがし」が行われるくらいなら、抜本的解決ができなくても仕方ない。
3. その他

【問4】

医療機関が、仕入れにかかった消費税額の控除または還付の手続きを行うためには、消費税の正確な記帳や計算が要求され、医療機関の事務量が増加することが見込まれま

す。
このことについて、先生のご意見にもっとも近いものを一つ選んでお答えください。

1. 問題解決のためには、消費税の記帳・計算が必要になることも、やむを得ない。
2. 問題解決のためとはいえ、消費税の記帳・計算が必要になると、対応がむずかしいと思う。
3. その他

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。